

核燃料等取扱税（法定外普通税）

核燃料等取扱税は、原子力施設の立地に伴う財政需要に対応するため、原子力事業者等を納税義務者として平成11年4月1日に創設したものです。平成31年4月に更新を行いました。



納める人

- ①（原子炉を設置している）原子炉設置者
- ②（原子炉に核燃料の挿入を行う）原子炉設置者
- ③（使用済燃料の受入れを行う）再処理事業者
- ④（使用済燃料の保管を行う）再処理事業者
- ⑤（高放射性廃液の保管を行う）再処理事業者
- ⑥（ガラス固化体の保管を行う）再処理事業者
- ⑦（プルトニウムの保管を行う）原子力事業者
- ⑧（放射性廃棄物の封入等を行う）原子力事業者
- ⑨（放射性廃棄物を保管する）原子力事業者



納める額

税	=	税額	×	①原子炉の熱出力	①1,000キロワットにつき
				②原子炉に挿入された核燃料の価額	30,500円(四半期分)
				③再処理施設において受け入れる使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	②価額の8.5%
				④再処理施設において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウラン重量	③重量1キログラムにつき 60,100円
				⑤再処理施設において保管する高放射性廃液の数量	④重量1キログラムにつき 1,500円
				⑥再処理施設において保管するガラス固化体に係る容器の数量	⑤容量1立方メートルにつき 1,594,000円
				⑦原子力施設において保管するプルトニウムの重量	⑥容器1本につき 1,219,000円
				⑧原子力施設において発生した放射性廃棄物を容器に封入等したときの当該容器の容量	⑦重量1キログラムにつき 5,100円
				⑨原子力施設において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量	⑧容器1立方メートルにつき 106,000円
					⑨容器1立方メートルにつき 5,100円

※ ④、⑤、⑥、⑦、⑨については、保管開始時期による経過措置があります。



申告

課税期間の末日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までに知事に申告し、納付します。